



# 茨城県報

第 1 6 4 5 号

平成17年 2 月14日

月 曜 日

## 目 次

規 則	ページ
(人 事 委 員 会)	
一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則.....	1
告 示	
指定居宅サービス事業者の廃止 (高齢福祉課) .....	2
指定居宅介護支援事業者の廃止 (高齢福祉課) .....	2
児童福祉法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (障害福祉課) .....	2
身体障害者福祉法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (障害福祉課) .....	3
知的障害者福祉法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (障害福祉課) .....	3
保安林の指定 (林業課) .....	3
大規模小売店舗の新設の届出 (2 件) (中小企業課) .....	3
大規模小売店舗の変更の届出 (3 件) (中小企業課) .....	6
道路の区域の変更 (4 件) (道路維持課) .....	9
道路の供用の開始 (道路維持課) .....	11
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課) .....	11
開発行為の工事完了 (4 件) (建築指導課) .....	12
茨城県宅地開発事業の工事完了 (建築指導課) .....	13
正 誤	
平成17年 2 月 3 日付け茨城県報号外第15号中.....	13

## 規 則

(人 事 委 員 会)

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年 2 月14日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第 1 号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則 (平成15年茨城県人事委員会規則第12号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「法第 5 条第 2 項」を「法第 7 条第 3 項」に改め、同条第 3 項中「法第 6 条第 2 項」を「法第 8 条第 3 項」に改める。

様式第 3 号中「第 5 条第 2 項」を「第 7 条第 3 項」に改める。

様式第 4 号中「第 6 条第 2 項」を「第 8 条第 3 項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

茨城県告示第175号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したので、同法第78条の規定により告示する。

平成17年 2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

法 人 名	事 業 所 名	所 在 地	サービ スの 種 類	廃 止 年月日
社会福祉法人内原町 社会福祉協議会	社会福祉法人内原町社会福祉協議 会指定訪問介護事業所	東茨城郡内原町内原1397 - 5	訪問介護	平成17年 1月31日

茨城県告示第176号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したので、同法第85条の規定により告示する。

平成17年 2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

法 人 名	事 業 所 名	所 在 地	サービ スの 種 類	廃 止 年月日
社会福祉法人内原町 社会福祉協議会	社会福祉法人内原町社会福祉協議 会指定居宅介護支援事業所	東茨城郡内原町内原1397 - 5	居宅介護支 援	平成17年 1月31日

茨城県告示第177号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の23の規定により告示する。

平成17年 2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
08000300454115	白十字会ヘルパー ステーション	行方郡麻生町麻生 3290 - 12	社会福祉法 人 白十字 会	東京都台東区台東 2 - 27 - 3	平成17年 2月 1日	児童居宅介 護等事業

## 茨城県告示第178号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第17条の23の規定により告示する。

平成17年 2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	サービスの種類
08000100454117	白十字会ヘルパーステーション	行方郡麻生町麻生3290 - 12	社会福祉法人白十字会	東京都台東区台東2 - 27 - 3	平成17年2月1日	身体障害者 居宅介護等 事業

## 茨城県告示第179号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第15条の23の規定により告示する。

平成17年 2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	サービスの種類
08000200454116	白十字会ヘルパーステーション	行方郡麻生町麻生3290 - 12	社会福祉法人白十字会	東京都台東区台東2 - 27 - 3	平成17年2月1日	知的障害者 居宅介護等 事業

## 茨城県告示第180号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成17年 2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 保安林の所在場所

行方郡玉造町大字藤井字石根217, 218の1, 字諏訪219の1, 字狐224の2

## 2 指定の目的

干害の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び玉造町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 茨城県告示第181号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、

同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成17年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社エコス

代表取締役 岩 谷 堯

(2) 住所

東京都昭島市中神町1160番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エコス常北ショッピングセンター

東茨城郡城里町大字那珂西字大堀1426

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社エコス	東京都昭島市中神町1160番地 1	岩 谷 堯
未定	未定	未定

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年 9 月28日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,174m<sup>2</sup>

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数	377台
イ 駐輪場の収容台数	60台
ウ 荷さばき施設の面積	178m <sup>2</sup>
エ 廃棄物等の保管施設の容量	60m <sup>3</sup>

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時30分 ~ 午後10時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 1 時～午後 7 時

3 届出年月日

平成17年 1 月27日

茨城県告示第182号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県西地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成17年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 株式会社セキチュー

代表取締役 関 口 忠

群馬県高崎市倉賀野町4531番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

万代書店結城店

結城市結城8622番地23

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
有限会社トレーダー	東京都足立区舎人 5 丁目19番地 2	川 島 正 和

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年 9 月25日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,775m<sup>2</sup>

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 75台

イ 駐輪場の収容台数 30台

ウ 荷さばき施設の面積 109m<sup>2</sup>

エ 廃棄物等の保管施設の容量 18m<sup>3</sup>

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午前 2 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時30分～午前 2 時30分

## ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

## エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時～午後9時

## 3 届出年月日

平成17年 1月24日

## 茨城県告示第183号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成17年 2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社フジサワ

代表取締役 藤 沢 順 一

## (2) 住所

つくば市下原370 - 1

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランドつくば店

つくば市下原370 - 1 外

## (2) 変更した事項

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
未定	未定	未定

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東 4 - 39 - 8	舟 橋 政 男

## (3) 変更の年月日

平成17年 1月31日

## (4) 変更する理由

小売業者決定のため

## 3 届出年月日

平成17年 1月31日

茨城県告示第184号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成17年 2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社フジサワ

代表取締役 藤 沢 順 一

(2) 住所

つくば市下原370 - 1 外

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランドつくば店

つくば市下原370 - 1 外

(2) 変更しようとする事項

ア 駐輪場の位置

イ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 面積 38㎡

(変更後) 面積 50㎡

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 閉店時刻 午後10時

エ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分～午後 9 時

(変更後) 午前 9 時30分～午後10時15分

(3) 変更する年月日

ア, イ 平成17年10月 1 日

ウ, エ 平成17年 2月 1 日

(4) 変更する理由

お客様の利便性を重視し及び安全性へ配慮するため。

荷さばき施設の位置の変更は、より効率よい場所かつ、お客様への安全を配慮した場所での処理を行うため。

3 届出年月日

平成17年 1月31日

## 茨城県告示第185号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成17年2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

有限会社フローラコーポレーション

代表取締役 堀 江 里 子

## (2) 住所

水戸市笠原町201番地1

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド水戸本店

水戸市笠原町字上組197番 外

## (2) 変更しようとする事項

## ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 6,300㎡

(変更後) 5,320㎡

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後9時

(変更後) 午後10時

## ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後9時

(変更後) 午前9時30分～午後10時15分

## (3) 変更する年月日

ア 平成17年9月28日

イ 平成17年1月28日

## (4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11	山 田 昇

## イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項



- (ア) 駐車場の収容台数 391台
- (イ) 駐輪場の収容台数 75台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 308㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 71㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
午前10時
- (イ) 駐車場の自動車の出入口の数  
4箇所
- (ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前10時～午後6時

3 届出年月日

平成17年 1 月27日

茨城県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成17年 2 月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 293号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
常陸大宮市田子内町3039番17地先から 常陸大宮市田子内町3031番 3 地先まで	旧	メートル 最大 24.2 最小 10.8	メートル 308	
	新	最大 49.8 最小 12.8	308	交差点改良

茨城県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成17年 2 月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 取手つくば線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市西大橋579番2地先から つくば市要元弥平太字本沢137番3 地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 54.0	6,682	
		最小 22.7		
		最大 40.7	3,528	
	(B)	最小 30.0		
	新	(A)	最大 54.0	6,682
		最小 22.7		
		最大 55.0	3,613	
(B)		最小 30.0		

## 茨城県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成17年2月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 笠間つくば線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡八郷町大字瓦谷字行人前 1528番39から 新治郡八郷町大字瓦谷字行人前 1528番41まで	旧	メートル	メートル	
		最大 15.5	180	
		最小 11.5		
		最大 18.5	180	
	新	最小 13.0		現道拡幅

## 茨城県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成17年2月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 猿島水海道線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
岩井市大字大口字加房木2548番 1 地先から	旧	メートル	メートル	
岩井市大字猫実字東久保1485番 6 地先まで		最大 31.0	668	
岩井市大字大口字加房木2548番 1 地先から		最小 6.8		
岩井市大字大口字加房木2580番 1 地先まで		最大 28.5	406	
岩井市大字大口字加房木2548番 1 地先から	新 (B)	最大 28.5	406	旧 道 移 管
岩井市大字大口字加房木2580番 1 地先まで		最小 16.6		

茨城県告示190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、平成17年2月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 結城岩井線
- 2 供用開始の区間 結城郡八千代町大字芦ヶ谷字池籠808番2から  
結城郡八千代町大字大間木字池籠492番1まで
- 3 供用開始の期日 平成17年2月14日

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成17年2月14日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日  
平成16年12月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 わたつみ友の会
- 3 代表者の氏名  
大 木 新 彦

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県日立市鹿島町一丁目 1 番15号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、医学博士鴨志田恒世先生の「深く自然を愛し、生命の尊厳と永遠性を讃え、大わたつみ (大海原) の様に豊かな心を持って社会に貢献する」との思想を基に、一般社会人並びに青少年に対し精神教育を普及し、合せて社会教育ならびに生涯学習を助成し、特に、青少年に対しては公共の育成資金等への援助により優れた人材の育成を図り、もって、社会の発展に寄与することを目的とする。

## 開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成17年 2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市上太田町字新山783番10, 同番11

## 2 事業主の住所及び氏名

龍ヶ崎市1807番地

友 野 悦 是

龍ヶ崎市長山 4 丁目 1 番地 1 12棟104号室

友 野 秀 生

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡千代田町大字下稲吉字大塚道1622番 5, 同番50, 同番68, 同番69, 同番70, 同番71, 同番72, 同番73

## 2 事業主の住所及び氏名

新治郡千代田町大字下稲吉1477番地 1

岡 田 忠 男

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡伊奈町大字狸穴字向長作1393番68

## 2 事業主の住所及び氏名

筑波郡伊奈町大字狸穴1399番地17

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡谷和原村大字坂野新田字坂野新田 1 - 6, 1 - 33

## 2 事業主の住所及び氏名

真壁郡明野町海老ヶ島401番地の 1

アカギ建材生コン株式会社

代表取締役 赤 城 義 夫

## 茨城県宅地開発事業の工事完了

茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例（昭和47年茨城県条例第46号）第9条第1項の設計確認に係る開発行為について、次の工区の工事が完了したので、同法第16条第3項の規定により公告する。

平成17年 2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡大洋村大字中居字北山1462の一部

## 2 事業主の住所及び氏名

福島県いわき市鹿島町走熊字四反田 3 番地

メヒコ商事株式会社

代表取締役 徳 永 毅

~~~~~  
正 誤

平成17年 2月 3日付け茨城県報号外第15号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行           | 誤          | 正           |
|-----|-------------|------------|-------------|
| 22  | 下から<br>14行目 | 利根流域下水道事務所 | 霞ヶ浦流域下水道事務所 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)